



2026年5月20日

各 位

会社名 サクサ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 齋藤 政利  
(コード番号 6675 東証スタンダード)  
問合せ先 事業構造変革委員会 委員長 齋藤 太三夫  
(TEL. 03-5791-5511)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月25日開催予定の第23回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 変更の目的

- (1) 取締役会における審議のさらなる充実および取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行を取締役会から分離し、権限委譲を通じて意思決定のさらなる迅速化を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会・監査等委員に関する規定の新設、監査役会・監査役に関する規定の削除等変更を行うものです。
- (2) 上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等所要の変更を行うものです。

#### 2 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3 日程

定款変更に関する株主総会開催日 2026年6月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年6月25日（予定）

(注) 本定款一部変更は、2026年6月25日開催予定の当社定時株主総会において定款の一部変更が承認されることを条件といたします。

以 上

(別紙)

(下線部は変更箇所であります。)

現行定款	定款変更案
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議により委任を受けた取締役</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める「株式取扱規程」</u>による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議により委任を受けた取締役が定める「株式取扱規程」</u>による。</p>
<p>(員 数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(員 数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>14</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ~3. (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. ~3. (現行どおり)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</p>

<p>(新設)</p> <p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. 任期満了前に退任した<u>監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該選任決議のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、</u>取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、<u>当会社の重要な業務の執行を決定する。</u></p> <p>2. 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、<u>取締役会において定める「取締役会規程」に定める事項を決定する。</u></p> <p>2. 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第</p>

	<p>6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>（取締役の責任免除） 第26条（条文省略）</p>	<p>（取締役の責任免除） 第27条（現行どおり）</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>（員数） 第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>（削除）</p>
<p>（選任方法） 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>（削除）</p>
<p>（任期） 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</p>	<p>（削除）</p>
<p>（常勤の監査役） 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>（常勤の監査等委員） 第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>（監査役会） 第31条 監査役会は、法律に定める権限を有するほか、その決議をもって、監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。 2. 監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役に対してその通</p>	<p>（監査等委員会） 第29条 監査等委員会は、法律に定める権限を有するほか、その決議をもって、監査等委員会の職務の執行に関する事項を定めることができる。 2. 監査等委員会を招集するには、会日の3日前までに各監査等委員に対し</p>

<p>知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>てその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会規程) 第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める「<u>監査役会規程</u>」による。</p>	<p>(監査等委員会規程) 第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める「<u>監査等委員会規程</u>」による。</p>
<p>(監査役<span style="text-decoration: underline;">の責任免除</span>) 第 33 条 当社は、会社法の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(事業年度) 第 34 条 (条文省略)</p>	<p>(事業年度) 第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>(期末配当の基準日) 第 35 条 (条文省略)</p>	<p>(期末配当の基準日) 第 32 条 (現行どおり)</p>
<p>(中間配当金) 第 36 条 (条文省略)</p>	<p>(中間配当金) 第 33 条 (現行どおり)</p>
<p>(期末配当、その他の剰余金の配当の除斥期間) 第 37 条 (条文省略)</p>	<p>(期末配当、その他の剰余金の配当の除斥期間) 第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>(監査役<span style="text-decoration: underline;">の責任免除に関する経過措置</span>)</u> 第 1 条 当社は、会社法の規定により、<u>2026年6月25日開催の第23回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>2026年6月25日開催の第23回</u></p>

	<p><u>定時株主総会の終結前の社外監査役の行為に関する任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、2026年6月25日付の本定款の変更前の定款第33条第2項の定めるところによる。</u></p>
--	---